

# 商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(3年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞																		
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。																		
期間	・期間の定めはありません。																		
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>																		
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。</li> <li>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。</li> <li>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。</li> <li>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。</li> </ul>																		
利息	・無利息となります。																		
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金を利用する場合を含みます。）、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。																		
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。</li> <li>※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。</li> </ul>																		
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。																		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：042-559-5111)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または</p>			名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間																
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00																
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00																
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00																

	東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1口座とします。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。</li> <li>・当JAの口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。</li> <li>・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAあきがわ